

法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」・令和2年10月14日意見交換資料

養育費の取立て・不払いの支援段階に関する制度的課題（案）

これまでの議論に照らすと、養育費の不払い解消に向けた課題のうちには、専ら、①養育費請求権の取立てに関するもの、②不払いが生じた場合の支援に関するもの、あるいは③履行確保のための公的機関の関与のあり方に関するものがあつたと思われる。そこで、例えば、以下のような観点からの新たな制度や現行制度の見直しについて、どのように考えるか。

第1-1 強制執行の利用を始めとする取立てを実効的なものとするための制度的方策

1 現行法の規定等について

(1) 強制執行手続

自己の有する請求権について債務名義を有する者は強制執行手続を利用することができる。実効的な強制執行手続の整備は、権利の実現・保護を図る観点から重要であり、直近では令和元年に、債務者の財産状況の調査に関する規律等を整備する民事執行法等の一部改正法が成立する（本年4月1日施行）など累次の制度見直しが行われてきている。

現行制度において、養育費請求権は、他の金銭債権と比べてより保護が図られており、例えば、養育費に係る定期金債権については、①期限未到来分の債権執行も可能であること（民事執行法第151条の2）、②給与債権についての差押禁止の範囲が4分の3から原則2分の1に縮小されていること（同法第152条第3項）、③取立権の発生時期の例外が認められていること（同法第155条第2項、第151条の2第1項1号ないし4号）、④債務者以外の第三者からの情報取得として債務者の給与債権（勤務先）に関する情報取得も認められていること（同法第206条）等が挙げられる。間接強制の方法による強制執行も用いることができる（民事執行法第167条の15）。なお、養育費請求権については、破産手続においても、非免責債権とされている（破産法第253条）。

(2) 履行勧告・履行命令

上記の強制執行手続の他、義務者の履行を促す制度として、家事事件手続法で定められた家庭裁判所の履行勧告・履行命令の制度がある。すなわち、家事調停や家事審判等で養育費の取決めをした場合には、家庭裁判所は、権利者の申出により、義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる（家事事件手続法第289条）。同様に、家庭裁判所は、家事調停や家事審判等で定められた養育費請求権の支払義務の不履行がある場合、権利者の申立てにより、義務者に対し、義務者の陳述を聴いた上で、相当の期限を定めてその義務の履行をす

べきことを命ずる審判をすることができ（同法第290条第1項、2項）、この履行命令に正当な理由なく従わないときは、10万円以下の過料に処することとされている（同条第5項）。

2 現状に対する指摘等について

(1) 強制執行手続

養育費の履行を確保する観点から、令和元年民事執行法改正を評価する意見もあるが、そもそも、現行の民事執行制度を前提とすると、強制執行のために、①債務名義の取得が前提となること、②強制執行の対象となる財産を債権者側で特定する必要があることから、手続の利用のハードルが相当高く、これを踏まえた改善を検討すべきとの意見がある。また、強制執行手続について、申立ての負担と手続に要する時間的負担の両面で、簡素化・迅速化に向けた更なる見直しを求める指摘がされている。

このうち、②の対象財産の特定については、令和元年法改正により新設された第三者からの情報取得手続の活用が期待されるが、例えば、金融機関から債務者の預貯金債権に関する情報を取得しようとする場合、予納金（金融機関1社増えるごとに4000円ずつ加算）等の一時的負担が大きくなり、また、該当する金融機関に預貯金があれば別の金融機関に対しての申立てを要することにもなることから、これらの更なる改善を求める意見がある。

同様に、民事執行手続に限らず、養育費に関する裁判手続については、債務者の住所を把握することが困難な場合があり、それが裁判手続を躊躇、断念する要因になっているとの指摘もある。例えば、養育費に関する調停、審判等を申し立てようとする場合には、現行法では、原則として相手方の住所を記載した申立書を提出する必要がある（家事事件手続規則第1条）、公示送達の手続きを行う場合においても、少なくとも、住民票等によって判明している相手方の最後の住所地を申立人において特定する必要がある。しかし、相手方となる者が、市区町村を超えた転居を繰り返しているような場合には、申立人となる者は、戸籍の附票を取得するか、又は相手方の経由した市区町村のそれぞれから住民票の写しの交付を得る必要があり、相手方の現在の住民票上の住所を探知することには相応の労力と時間を要する。これらの負担を軽減するため、一定の場合に、申立人の申出に基づき、裁判所が相手方の現在の住民票上の住所を探知する新たな制度を設けること等を通じ、権利者の権利行使のハードルを下げる必要性が指摘されている。

このほか、強制執行手続の利用に関し、①家庭裁判所で養育費に関する調停、審判手続等を進めた上で、民事執行の申立ては、これとは別の地方裁判所に申し立てる必要があることを負担と指摘する意見、②ひとり親が民事執行手続を全て自ら遂行することは容易でないことから、手続遂行や申立書作成等について弁護士や司法書士

による支援を求める意見等がある。

(2) 履行勧告・履行命令

現行法の下で、家庭裁判所の履行勧告は相当数の利用実績があり、履行率を確保する効果も現に上げている。これに対し、履行命令の制度は広く利用されているとはい

い難しい状況にある。

これに対しては、不払いの解消に家庭裁判所の関与を期待する意見がある。現状では、家庭裁判所による養育費の履行勧告には強制力がなく、また、履行命令に違反した場合の制裁が10万円以下の過料にとどまるため、養育費の不払いに対する対策として十分ではなく、家庭裁判所による履行勧告・履行命令制度の強化が必要であるとの指摘もある。

3 考えられる制度的方策について

(1) 養育費請求権に係る強制執行手続について、ひとり親等の手続的負担や時間的負担を軽減する観点から、その制度の在り方に関する検討項目として、どのようなものが考えられるか。

(2) 養育費に関する裁判手続において、ひとり親等の権利行使の機会を確保するため、①相手方の現在の住民票上の住所、②相手方の財産や収入等に関する情報を、一定の場合に、裁判所が申立人の申出に基づき探知する新たな制度を設けることについて、どのように考えるか。

例えば、上記①に関しては、住民基本台帳ネットワークを利用することが、上記②に関しては、マイナンバー制度の利用がその手段として考えられるとの指摘もあるが、その可能性も含め、どのように考えるか。

(3) 養育費請求権に係る強制執行手続の申立てや遂行に関するひとり親等の負担軽減の観点から、民事執行手続の利用に関し、必要と考えられる新たな制度的方策について、どのように考えるか。

(4) 上記のような制度上の在り方や方策を考えるにあたり、検討すべき課題や隘路として、どのようなものが考えられるか。

(5) 家庭裁判所の履行勧告・履行命令の制度の実効性を高めるため、例えば、履行命令の申立ての容易化、同命令違反の制裁強化を図るなど、履行勧告・履行命令制度の見直しについて、どのように考えるか。

第1-2 民間サービスのノウハウ活用など取立てを効果的に行うための制度的方策

1 現行法の規定等について

ひとり親等の有する養育費請求権（養育費債権）は、全体としてみれば、多数・小口で、支払期間が長期間に及ぶことが多く、また、債務者に関して所在不明、担保不存在のリスクがあるなど、回収難度が高い債権とみることができるが、現行法では、

不払いとなった養育費請求権の取立てを第三者に委託する場合、弁護士法第72条、第73条との関係で、原則として弁護士又は弁護士法人以外のものに債権回収を委ねることはできない。

5 債権の管理回収のノウハウを有する担い手として、法務大臣の許可を受けて債権管理回収業務を担う民間の債権回収会社（いわゆるサービサー）が活動しており、現在も営業会社数が70社以上、累積取扱債権数は約2億件、累積取扱債権額は452兆円超にも及ぶが、サービサーが取り扱うことができる債権は、債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）第2条に挙げられた金銭債権の類型（特定金銭債権）に限られており、これに養育費請求権は含まれていないため、サービサーが養育費請求権の管理回収を行うことはできない。

2 現状に対する指摘等について

15 サービサーは、金融機関等の法人が有する貸付債権に係る不良債権処理等で十分な実績があり、個社の人的・財政的基盤も制度上確保されていることから、整備された体制やシステムを活用し、回収ノウハウに精通した人材・ノウハウを養育費請求権の分野でも活かすことが可能ではないかと指摘されている。既に現行法においても、学生等に対する奨学金債権など多数・小口の債権管理回収の取扱実績があり、法改正によりサービサーが養育費請求権を取り扱うことが可能となれば、管理回収に係る法的手続きについて全国対応が可能であるし、サービサーに法令で課せられた厳格な行為規制の下で債権回収の適正も確保されるとの声もある。

20 他方、家族関係の純粋な私的債権をサービサーが取り扱うことは、その性質との関係で整理が必要となる上、比較的少額の債権を長期間にわたって取り立てる必要がある養育費請求権の回収に、そもそもサービサーを始めとする民間業者が関与することが相当なのかという問題もある。サービサーは営利企業であるところ、養育費請求権について、①額面より低額で買い取るスキームは考えにくいし、②委託スキームとした場合にも、小口の債権ごとに債権者が多数存在する上、通常、保証人が存在しないことなどからすれば、債権額に比して回収コストが膨大となり、費用倒れとなるか、そうでないとしてもその手数料がひとり親等の過大な負担になることが想定され、子の福祉に反する結果を招くのではないかという懸念がある。

30 そこで、仮にサービサーのノウハウを活用するとしても、現行のビジネスモデルをそのまま養育費請求権で用いることは難しいと考えられることを前提として、例えば、①将来的に法改正によってサービサーによる養育費請求権の取扱いを可能とした上で、ひとり親等が取立てをサービサーに委託する場合の委託手数料（弁護士費用を含む。）の公的負担・補助を広く行うことや、②養育費請求権の取立てを行政が代替する新しいスキームの創設を前提に、代替取立てに当たってサービサー等の債権管理回収のノウハウを活用することなど、新しいアプローチを検討していくことが不可欠のように

も思われる。

3 考えられる制度的方策について

- (1) サービスが養育費請求権を取り扱うことができるよう、サービス法の見直しを検討することについて、どのように考えるか。その場合のサービスの位置付けや現実に機能し得るビジネスモデルとして、どのようなものが考えられるか。
- (2) サービスが養育費請求権を直接取り扱うことはできない現行法の下であっても、サービスの債権管理回収のノウハウを活用する方策として、どのようなものが考えられるか。
- (3) 養育費請求権のような多数・小口の債権について、サービス以外に、その取立てに関するノウハウや知見の活用が期待できるものとして、どのようなものが考えられるか。

第1-3 不払いの場合の保証会社の利用に関する制度的方策

1 現行法の規定等について

近時、民間保証会社において、取り決められた養育費請求権の不払いがあった場合に、あらかじめ保証契約の締結があることを前提に、一定期間の養育費不払いを保証する事業が開始されている。その事業形態や内容は様々なようであるが、その一部については、ひとり親等が負担すべき保証料を自治体が一部補助するなど、自治体によるひとり親等の支援策の内容としても活用されている。

2 現状に対する指摘等について

民間保証会社による上記スキームについては、養育費の不払いが社会問題化することに伴い、ひとり親等や自治体から評価する声が聞かれる。

一方で上記スキームについては、その内容如何では弁護士法第72条、第73条との関係が問題となるとの指摘があるほか、そもそも子の養育のために用いられるべき養育費請求権の回収に、営利を前提とした第三者が介在することにより、ひとり親等にとって少なからぬ費用負担を要することになっていること等について、懸念の声も一部で聞かれる。

3 考えられる制度的方策について

養育費請求権の不払いに備えた民間保証スキームやそのビジネスモデルに関し、上記のような指摘があることについて、どのように考えるか。

第1-4 強制徴収制度の創設を始めとする公的な取立て支援に向けた制度的方策

1 現行法の規定等について

養育費請求権の不払いがある場合、ひとり親等の権利者は自ら権利行使を行う必要があり、最終的には、上記第1-1に挙げた強制執行手続を自ら講じる必要がある。

先述のとおり、養育費請求権の要保護性に鑑み、民事執行手続における特例的取扱いが認められているが、権利者自らが権利行使をする必要があることには変わりなく、国や自治体が権利者に代わって養育費請求権の取立てを行う仕組みは制度化されていない。

これに対し、海外では、英米法の諸国を中心に、国や自治体が、養育費の請求権者に代わって、給与天引きや還付金の差押え等の方法で、支払義務者から未払養育費請求権を回収し、請求権者に交付するという強制徴収制度を採用する国がある（アングロサクソン・モデル）。この制度は、国等が支払義務者の財産を適時に把握した上で、行政手続の中で養育費を強制的に回収することにより、請求権者の債権回収の負担を軽減することを可能とするものである。

2 現状に対する指摘等について

養育費請求権の保護の必要性や、ひとり親等による権利行使の困難性を指摘して、我が国においても、養育費請求権について公的機関による強制徴収制度を導入すべきとの意見がある。すなわち、強制徴収制度は、諸外国でも広く用いられている履行確保施策であり、立替払い制度の導入よりも実現のハードルが低いのではないかという指摘や、国民健康保険料、介護保険料等の徴収手続に準じた制度設計や、源泉徴収制度類似の制度、各種還付金・公的給付との相殺などの手段が現実的に考えられるとの指摘がされている。

他方、養育費請求権の権利者が義務者に対して有する純粋な私債権である養育費請求権の回収に公的関与を及ぼすことの正当性や位置付け等の法制面の整理・検討がまずは必要であるとの指摘もされている¹。また、現行制度においては養育費の取決めは協議離婚時に必要的なものとされていないが、このような状況下で債務名義となる取決めを有する一部の者のみに資する強制徴収制度を導入することが相当なのかについても、整理・検討が必要であると考えられる。

強制徴収制度導入には、この他、徴収に要する体制や財源の問題があるほか、民事執行手続との関係（例えば、公的機関が強制徴収をする場合に、権利者自らも強制執行を併せて申し立てることができるのかという点や併存する場合の調整の要否、義務者が他にも債務を負っている場合に、その他の債務に関する強制執行等と公的機関による強制徴収との関係をどのように整理すべきか、といった点など）等も問題となるとの指摘がある。

¹ この点は、今年6月に法務省・厚生労働省の審議官級等を構成員として立ち上げられた「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」において、今年内をめどに、必要性、効果、体制等を含めた総合的観点から、論点整理を取りまとめる予定である。同タスクフォースでは、強制徴収制度に関する諸外国の制度・運用についても必要な調査を踏まえた取りまとめも、同時に行う予定である。

3 考えられる制度的方策について

(1) 養育費請求権を対象とした新たな法整備を行い、養育費請求権の権利者に代わって、国等の公的機関が権利者の養育費請求権を行使し、支払義務者から未払いの養育費を回収し、請求権者に交付するという強制徴収制度を採用するとの方向性について、どのように考えるか。

(2) 私債権のうちで養育費請求権に限って、公的機関による強制徴収という独自の手続を認めることの合理性、正当性や、養育費の取決めが必要的なものとされていない現行制度下で強制徴収制度を導入することの相当性について、どのように考えるか。

(3) 仮に強制徴収制度を導入する場合に考え得る制度枠組みやスキームについては、本会議のこれまでの議論等において、諸外国の例を参考として、

① 行政機関が、養育費請求権の権利者の申請を受け、独自に義務者の所在や財産を調査・把握し、請求行為や強制執行手続の申立て等を行うという形（取立て代行型）、

② 養育費請求権に特別の法的性格を付与し、養育費請求権の権利者の申請を受けた行政機関が、公債権と同様に、強制執行手続によることなく、独自の手続で養育費請求権の回収を行うという形（公債権型）、

③ 公的機関が徴収行為までは行わないものの、養育費請求権の権利者に代わって、支払義務者の預貯金債権や給与債権等に関する情報を取得し、これを請求権者に提供する（請求権者は、その情報に基づき、強制執行の申立てが容易となる）という形（徴収情報提供型）、

④ 行政機関が自ら取立てを遂行することなく、取立てのために権利者の代理人である弁護士を活用する仕組みや養育費請求権の回収のための裁判手続の特例を設けることにより、権利者の負担なく養育費請求権の取立てを実現する仕組み（既存手続の特例型）、

等が考えられるのではないかと指摘があったが、それぞれのメリット・デメリットやその他の選択肢の可能性等について、どのように考えるか。

(4) 強制徴収制度に関する制度上の在り方や方策を考えるにあたり、検討すべき課題や隘路として、その他、どのようなものが考えられるか。

第2-1 不払いが生じた場合に公的給付により支援を行うための制度的方策

1 現行法の規定等について

養育費が不払いとなった場合、養育費による収入を生活の糧と見込んでいるひとり親等は、深刻な経済状況に置かれることになる。

ひとり親世帯の経済的困窮に対応する行政支援としては、既に様々な取組が進めら

れており、養育費の不払いにより経済的困窮に陥っている場合、前年の所得に基づく所得制限など一定の基準を満たせば、児童扶養手当の受給対象となる（児童扶養手当法第4条等）。

2 現状に対する指摘等について

5 現行制度でもひとり親等への経済的支援策は存在するが、例えば、児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給されているものであり、養育費の一部について所得制限を行う際の所得額に算入するなど一定の調整がされているものの、養育費の不払いが生じた場合に特化した支援ではない。例えば、離婚後に取決めに従って養育費が支払われていたのが、突如として支払が中断したような場合、ひとり親等の生活への影響は甚大であるが、児童扶養手当の受給対象とはならない場合があるなど、養育費が不払いとなった場合のセーフティーネットが有効に機能しているか検討の余地があることを指摘する声がある。

それらを踏まえ、本来は非監護親の義務として継続的に支払われるべき養育費の支払が滞っている場合、ひとり親等が経済的困窮状態に陥ることを踏まえ、養育費の不払い発生の事実を直接捉えて、一時的な緊急支援策として、公的給付として、ひとり親等に対し、養育費不払いによる影響を最小限度にするための一時給付金や緊急融資（貸付金）等の制度を設けることができないかという意見がある。

これに対しては、上記のような児童扶養手当など既存の社会保障制度との関係や調整を考える必要があり、また、私債権である養育費請求権について不払いの一事をもって公的関与を開始することの正当性も問われることになると考えられる。

3 考えられる制度的方策について

- (1) 養育費が不払いとなっている場合に、ひとり親等が経済的困窮状態に陥ることを踏まえ、養育費不払いに着目した公的給付の仕組みを設けることについて、どのように考えるか。
- 25 (2) このような新たな公的給付等の制度上の在り方や方策を考えるにあたり、検討すべき課題や隘路として、どのようなものが考えられるか。

第2-2 不払いが生じた場合に公的な立替払いにより支援を行うための制度的方策

1 現行法の規定等について

30 養育費の不払いがある場合の行政支援として、北欧を始めとするヨーロッパ諸国などでは、養育費の支払義務者が取り決められた養育費を支払わない場合に、国や自治体が養育費の一定部分を立て替えて請求権者に支払い、その後に支払義務者から立替分を回収するという立替払い制度の立法例がある（スカンジナビア・モデル）。

これに対し、我が国では、養育費の不払いがあった場合に、このように公的機関が立替払いをする制度は設けられておらず、第1-1で述べたとおり、ひとり親等の権

利者が自ら権利行使を行い、義務者から取り立てる必要がある。

なお、参考となり得る別制度として、犯罪被害者給付金制度があり、同制度では、国は、その支給した犯罪被害者等給付金の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第8条2項）とされている。もっとも、国が求償権を行使する例はほとんどないようである。

2 現状に対する指摘等について

現状では、養育費の請求権者であるひとり親等にとって、自ら強制執行手続を遂行する負担が大きく、困難な場合も多いとされていることに鑑みれば、我が国に新たに立替払い制度を導入するとすれば、少なくとも公的機関が立替払いをする部分については確実かつ早期に養育費を確保することができる仕組みとすることを期待する意見がある。

特に、北欧のような幅広い立替払い制度が定着していない我が国の場合、韓国の例を参考に、例えば、立替払いを行う期間や対象を限定した一時的な臨時的立替払い制度を創設することや、権利者において債務名義に基づく強制執行まで行いながらそれが不奏功の場合に限って行う非常救済的立替払い制度の導入等が考えられるとの指摘がある。

さらに、立替払い制度と類似のアプローチとして、養育費不払いの場合に、支払義務者を対象とした貸付金制度を設け、かつ、その貸付金は養育費請求権の権利者が直接受け取ることができる制度（義務者がそのような枠組みをあらかじめ了解していることを要することになると思われる。）の創設を指摘する意見もある。

これに対し、立替払い制度については、制度面・運用面から検討すべき種々の課題が指摘されている。制度面では、立替払の法的性格をめぐって、例えば、養育費請求権の譲渡性、処分可能性、第三者弁済の可否も含めた整理、さらには国による取立ての具体的手続や、支払義務者から義務の存否等に関する異議があった場合の法的問題を考える必要があり、また、児童扶養手当など既存の社会保障制度との調整や、公金を投入して立替払い制度を導入することに国民的理解を得る観点からの検討も要することになる。運用面では、当初に立て替えて支払う財源や実施体制の問題があるほか、立替払いを当てにして、支払義務者の支払意欲が減退するおそれがあることや、この制度を悪用した新たな逃げ得の発生といったモラルハザードの問題を生じさせかねないとの懸念が指摘されている²。また、現行制度においては離婚時に養育費の取決めを

² なお、これら立替払い制度の導入に関しては、現在、考えられる論点と課題等についての整理を行うため、法務省・厚生労働省の審議官級で立ち上げられた「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」（本年6月設置）において検討が進められており、海外・自治体の先進的取組の把握・

することは必要なものとされていないが、このような状況下で、諸外国と同様に債務名義となる取決めを有する者のみに資する立替払い制度を導入することとすると、その取扱いが相当なのかについても、整理・検討が必要であると考えられる。

3 考えられる制度的方策について

- 5 (1) 養育費の不払いの場合に、公的機関が養育費の一定部分を立て替えて請求権者に支払い、その後に支払義務者から立替分を回収するという立替制度を採用するとの方向性について、どのように考えるか。
- (2) 私債権のうちで養育費請求権に限って、公的機関による立替払い制度という独自の支援制度を設けることの正当性、効果等や、離婚時に養育費の取決めが 필요한ものとされていない現行制度下で立替払い制度を導入することの相当性について、
10 どのように考えるか。
- (3) 仮に立替払い制度を導入する場合に考え得る制度枠組みやスキームについては、本会議のこれまでの議論等において、諸外国の例を参考として、
 - ① 債務名義ある養育費請求権の不払いがあった場合に、行政機関が、養育費請求
15 権の権利者の申請を受け、一定の資力要件の下、一定期間（例えば、半年から1年間程度）のみ、定額の立替金（例えば、月額2～3万円程度）を支払い、事後に求償するという形（当初の臨時支援型）、
 - ② 権利者において義務者を相手方として債務名義に基づく強制執行まで行いながらそれが不奏功の場合に限って、行政機関が、養育費請求権の権利者の申請を受
20 け、①と同様に立て替えて支払い、事後に求償するという形（非常救済支援型）、等が考えられるのではないかと指摘があったが、それぞれのメリット・デメリットやその他の選択肢の可能性等について、どのように考えるか。
- (4) 立替払い制度に関する制度上の在り方や方策を考えるにあたり、検討すべき課題や隘路として、その他、どのようなものが考えられるか。
- 25 (5) 立替払い制度と同様の機能を果たすものとして、仮に養育費不払いの場合に備えた支払義務者を対象とした貸付金制度（ただし貸付金は権利者が直接受領）等を導入する場合において、適切な制度枠組みやスキームとして、どのようなものが考えられるか。

30 第3 履行の確保に向けた国・自治体の関与を強化するための制度的方策

1 現行法の規定等について

国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、養育費の履行を確保するために、広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければな

分析も含め、今年内をめどに、論点整理が取りまとめられる予定で、検討が進行中である。

らないとされている（母子及び父子並びに寡婦福祉法第5条第2項）。

2 現状に対する指摘等について

これまでも、ひとり親等の権利者による権利行使が適切に行われるよう、令和元年の民事執行法等改正（第三者からの情報取得手続の新設等）の関係法令の見直しやそれに関する情報提供、養育費相談支援センターの設置、母子家庭等就業・自立支援センターへの養育費専門相談員の配置等が実施されてきた。近年では、民間保証会社を利用する場合の保証料補助など、自治体による先駆的な支援策も始まっている。養育費の取決め段階の課題と同様、こうした先駆的な取組を国として把握し、それらのうち効果のあるものを横展開していくことの必要性も指摘されている。

3 考えられる制度的方策について

養育費の取立てや不払いの支援の場面において、国や自治体が適切に関与するため、これを確保する制度的方策として、具体的な制度的手当を行うことを含め、どのようなものが考えられるか。